

## 学生に紹介したいこの一冊－佐伯胖『「わかる」ということの意味(岩波書店、新版,1995年)』

本ファイルは、ロースクール研究 No.7(2007.10)184-186 頁に掲載していただいた拙書評の草稿段階のものです。公表に当たり若干の修正を加えていますので、本草稿の無断引用はご遠慮下さい。引用される場合は、公表版の方からお願いします。

1. 「事例分析」→「問題提起」→「規範定立」→「あてはめ」→「結論」が、法律小論文試験における「鉄則」なのだそうである。いわゆる「予備校マニュアル」を毛嫌いする向きもあるだろうが、これはこれでなかなかよくできた整理だと思う。具体的事案が予め定められた要件に該当し、したがって法的効果を発生させるかという問いはまさに法的コミュニケーションの基本形式であり、また、要件該当性の判断には、より具体的な基準設定の「規範定立」という表現には若干異論があるのだが―を要することが多いだろう。だが、このようなマニュアルに沿って同じように構成されているはずの学生の答案の中に、「わかっている」と「わかっている」ものがある気がしてならない。明白に誤っているわけではないのだが、「この人はわかっているのだろうか」と不安を感じることも少なくないのだ。

話は変わる。「ハジキの公式」なるものをご存じだろうか。まず、円の中にアルファベットの T を書き入れ、円を3分割する。二つに分けた下半分には「ハ」＝速さ、「ジ」＝時間、上半分には「キ」＝距離と記入する。そして、速さを求めたいときは「ハ」を隠し、「キ」の下に「ジ」があるので「距離÷時間」。時間を求めたいときには同様に「ジ」を隠して、「距離÷速さ」、距離は、下半分を掛け合わせて「速さ×時間」だというのである。評者は学生時代に家庭教師先の中学生からこれを教わったのだが、どうにも違和感を禁じ得なかったのを覚えている。だがその違和感はどこから来るのだろうか。

2. さて、ここで紹介する『「わかる」ということの意味(新版)』(岩波書店・1985年)の著者佐伯胖氏(東京大学大学院教育学研究科教授を経て、現在青山学院大学文学部教育学科教授)は、認知心理学の立場から、教育に関する深い洞察に満ちた著作を数多く著しているが、評者が佐伯氏の名を知ったのは、『「きめ方」の論理』(東京大学出版会・1980年)によってだった。「社会的決定」問題―「人々の『こうしたらいいと思う』という意見を集約して、『どうしたらいいか』をきめるときにきめ方』―について論ずる同書では、とても高度な内容が驚くほど平明に語られている。それはおそらく著者が問題を「本当にわかって」いるからなのだろう。

以下、第1部を中心に、本書の内容を紹介しよう(もっとも、本書でもっとも感動的な部分が第2部の学習障害児A君(架空の人物)のエピソードであることを付言しておきたい)。第1部では、私たちがものごとを「わかる」ときの2つの「わかり方」が検討される。「やってみてわかる」と「状況をつなげてみてわかる」である。

3. 前者から見てみよう。「この大学では、学生6人に対して教授がひとりおられます。学生の数S、教授の数をPとし、SとPの関係を式であらわしなさい」という問題が例にあげられる。これにとま

どう本誌読者はほとんどいないだろうが、米国の大学1年生の正答率は驚くほど低かったそうである(ただし本書初版は1983年であり、また、調査時点・大学名等は記されていない)。著者によれば、これを「本当にわかっている人」は、「(学生と教授の)両者の数を等しくするためには、教授の数を6倍にしてやればよい。だから、 $S=6P$ となる」と考えるのだという。「両者の数を等しくするためにどうするか」は、問題が直接要求している答えではない。しかし、自分自身でこのような新しい探求目標を設定することができたから(強調は評者)こそ、「わかった」のだと著者はみる。

「わかっている人というのは、与えられた課題を与えられたものとみなさないで、自分自身で『わかるべきこと』を設定し直すことができるのです。自分自身で設定し直した目標を達成していく過程で、当面の課題状況に含まれる制約条件、生じうる可能性、因果関係、目標手段関係などに注意を向けるのです。その結果、『わかる』のは、単に問題文で問われていることへの答えだけではありません。課題状況が含むあらゆる事態に対する対応が、『そういう場合は当然こうでなければならない』という必然的関係として見えてくるのでしょう。」(23 頁)

これに対して、「問題として直接求められていること以外は何も求めてはいけぬ」と思いこんでいる「わかっている人」にとって、答えを出すことは、「正しい求め方」に正しく従って出された「一種の儀式」になってしまっているのだというのである。

このことから著者は、「やってみてはじめてわかる」ことの重要性を強調する。しかし、「とにかく経験」式の「はいまわる経験主義」が主張されているわけではない。大事なものは、世界に対する「構え」である。「与えられた問題文の表面的問いを越えて、その世界では自分なら何ができるか、どういふことがわかりうるかを探し求める気持ちで読み取る。……世界を単に正確に写しとろうとするのでなく、世界に操作を加え、はたらきかけ、変化させて、何か、既知のものから未知のものをさがし求めてみようとする」(34 頁) 営みを、著者は「わかろうとする」ことと呼ぶのである。

4. 後者の、「状況をつなげてみてわかる」とはどういうことか。著者は、「マッハ1で飛ぶミサイルをマッハ2で飛ぶ宇宙ロケットから発射したとき、ミサイルは前方に飛んでいくか、それとも自爆するか」という問題についての二人の大学生による1時間余りの話し合い—どちらにも論拠があるように見え、迷いつづけていたのである—の様子を紹介する。ここでも本誌読者のほとんどに「正解」は「わかりきっている」だろう。しかしそれでは、「弓矢は走りながら射っても止って射っても、飛ぶ矢は同じ」「電車の窓からボールを外に投げるとボールは後方へいく」「自転車に乗りながらボールを落せば、真下の地面に落ちる」などの経験的事実と、その「正解」とを統一的に説明することができるだろうか。自信があまりない人も少なくないのではないだろうか。

著者は言う。例えば宇宙での実験のビデオテープをみせるなどして、上の二人に「自爆しない」という事実を「受け入れざるを得ないこととして」示したとしよう。「『そうじゃないかと思ってた、だって……』』といって、(1)(2)(3)で整理したこと(引用者注:「自爆しない」論拠になるように思える事実)を想起するだけだったら、この問題の正解は記憶しても、本当は何ら“納得”していないのです。それは、やはり(4)(5)(6)(7)(注:上にあげたような「自爆する」論拠になるように一見思える事実)が、新しい事態(正解が「自爆しない」というものであることが判明した事態)の下で、きちんと説明されなければならないのです(強調は評者)。……一見『別の世界』と考える状況同士が、統一的に説明され、つなげられなければならないのです」(46 頁)これに続けて、著者は、万有引力に関する「斜面をころがるトロッコの問題」を紹介する。著者自身「全くわからなかった」というこの問題を解決して著者は、「わかっ

た、わかった、そういうことか！」と絶叫する(56 頁)のだが、これは本書をぜひ直接読んでいただきたいところである。

『わかる』ということは、実は、『わかっていること同士が結びつく』ということにほかならないというのが著者の結論である。第 III 部で著者は、スーパーのベテラン買い物客、ブラジルの観光地の路上でキャンディを売る子どもたちが、経験を通して計算の「かしこいやり方」を身につけていることを紹介する。そのような、実践の中で構成されてきた「私が得意とする小さな世界」を人はそれぞれさまざまに持っている。それらが何らかのきっかけで相互に結びつき、「大きな世界」が構成されていくことこそが、「なっとくする」こと—認識世界の広がり—だというのである。(なお、「納得する」に対する対照的な見解として、松井孝典『「わかる」と「納得する」—人はなぜエッセ科学にはまるのか』(ウェッジ・2007年))。これが、「真実を知る」ことに関する「メノンのパラドックス」—真実を知らなければ、得られた知識が真実であることがわからないし、また、真実を知っているのなら、ことさら新たに「知る」ということはあり得ない—への、著者の答えである。「人は経験世界での実践を通して、実践として、すでに知っていることを、あらためて『わかる』のであり、『なっとくする』のである。そしてそれが新しい経験世界を開いてくれる」(188 頁)。

5. さて、上で見た「ハジキの公式」であるが、おそらく問題は、それが「正解」をとにかく出すための「儀式」に過ぎず、新たな世界との「結びつき」を可能にするものではないことにあるのではないだろうか。経験と結びつかない本質的に閉ざされた「儀式」であるかぎり、「わかろうとする心」にはつながらず、そこから世界が広がっていくこともないのである。

冒頭に述べた、法律小論文の「鉄則」はどうだろう。上述のように、予め基準を設定して、具体的事案にあてはめること自体は、法的コミュニケーションの基本形式に他ならない。となると問題は、この「鉄則」が、「ハジキの公式」のような単なる閉ざされた儀式になってしまっているか、それとも他の世界との「結びつき」を可能にしてくれる開かれたものたりうるか、ということになる。後者をめざすために、さしあたり3 つほどの方略が考えられるのではないか。

第1に、著者が言うように、問題を変形して、自分で新たな探求目標を設定してみることである。事案が変わればどうなるか、「課題状況が含むあらゆる事態に対する対応」ができているかを考える「構え」が必要である。

第2に、他者の「説得」を常に意識することである。アメリカの大学院での心理学研究を振り返って著者はいう。「ケタちがい膨大な数の論文を読まなければならないことは確かです。しかし、……すべて、『本当はどうなんだ?』という強烈な『真実性への希求』を軸として、自分自身で徹底的に考えながら読まねばなりません。ただ単に『何々学説によると...』という話ではすまされず、直ちに、『あなたはどう思うか?』と問われるのです。』... 自分自身で徹底的に考え、他人の前で堂々と弁明できなければならないのです。その場合の『他人』も同じような立場の人たちばかりでなく、全く対立する立場の人たちや、研究分野の全く異なる立場の人たちの前でも、しっかりと弁明できるものでなければならない」(206 頁)。そもそも法的コミュニケーション形式は、他者を説得するための技術であつたらう。だとすれば、徹底的に考え、そして日常言語に言い直された法的命題は、根気よく説明すれば、「他者」の説得を可能にしうるものであるはずだ。

第3に、この「鉄則」の背景構造を理解することである。例えば、条文の文言の具体的解釈基準を設定することは、権力分立原則とどのような関係にあるのか(「規範定立」への評者の上述の違和感は、これとも関連する)。行政機関による裁量が問題になる場合とならない場合とで、問題の位相が果たし

て異なってくるか。これらの問題を考え抜けば、「いろいろな世界がつながってみえてくる」ことがあるかもしれない。その結果、著者が「わかった、わかった、そういうことか！」と絶叫したような瞬間が本誌の読者に訪れることがあるとすれば、それこそが法律学を、いや、あらゆる学問を学ぶことの醍醐味であろう。